

平成21年4月8日

保護者各位

岡山県立笠岡商業高等学校
校長 榊原俊章

校内における携帯電話の取り扱いについて（お願い）

陽春の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動に多大なご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、近年、児童生徒の携帯電話の所持に関連し、いじめや有害サイトでのトラブル、携帯電話への依存による生活習慣の乱れなど様々な問題が生じ、ネット上のいじめにより自らの命を絶つといった痛ましい事件が起こるなど、憂慮すべき状況が見られます。

携帯電話に関する問題は、学校だけの取組みや規制だけでは解決するものではなく、家庭や地域社会と連携した取組みが何より重要であります。このような中、平成21年3月6日付けで岡山県教育委員会より「高等学校における校内への携帯電話の持ち込みの禁止、もしくは校内での使用を禁止する」という指針が定められました。これを受け、本校では本年度より生徒の校内での携帯電話の使用を禁止することといたしました。是非、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、個人情報の流出や携帯電話のトラブルを防ぐためにも、家庭におけるルールを作り、携帯電話に依存した生活にならないよう家庭でもご指導をよろしくお願い申し上げます。

（取り扱い内容）

- 1 校内での携帯電話の使用は禁止する。
- 2 校内に携帯電話を持ち込む場合には、電源を切りカバンの中にしまっておくこと。

保護者の皆様へ

岡山県教育委員会
岡山県都市教育委員会教育長協議会
岡山県町村教育長会
岡山県PTA連合会
岡山県高等学校PTA連合会

携帯電話の所持について—アピール—

岡山県教育委員会では、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることや、ネットいじめの増加等から、市町村教育委員会やPTA連合会とともに、このアピールを各家庭に配付させていただくことにしました。

携帯電話の問題については、禁止するだけでなく、子どもたちが自分で正しく判断し、行動できる情報モラルや情報活用能力を身につけることが、一番大切なことです。

ご家庭では、

- ・携帯電話の危険性・問題点等を十分認識し、小・中学生に携帯電話を持たせない。
- ・安全・安心のために持たせる場合は、通話機能に限定した契約をする。
- ・既に持たせている場合には、携帯電話に依存しないよう、ルールづくりをする。

さらに、携帯電話の利便性や危険性などを話し合う中で、モラルの徹底にご協力していただくことを切にお願いします。

保護者の役割

PTA研修等に参加して、携帯電話の危険性・問題点等を理解 (※1)

★子どもにとって、ネット社会は、危険がいっぱい★
★保護者がしっかりした判断を★

携帯電話を持たせない

既に持っている場合

安全・安心等の面から、やむを得ず持たせる場合

目的にあった契約

- ・通話機能に限定 (※2)
- ・インターネット契約の場合は、フィルタリングの設定 (※3)

- ・携帯電話に依存しないために
- ・犯罪行為をしないために
- ・個人情報の流出を防ぐために
- ・トラブルに巻き込まれないために

フィルタリングの設定

家庭でのルールづくり

携帯電話を持たせた後の見守り

※ 裏面の<注>を参照

<はじめて持たせる時のルールづくりが、何よりも大切です。>

家庭におけるルール（例）

◇携帯電話に依存した生活にならないために

- ・〇〇時以降は使用しない。
- ・自分の部屋には持ち込まない。
- ・食事、入浴、勉強中は使用しない。

◇名誉毀損罪や侮辱罪などの犯罪にならないために

- ・自分が書かれると嫌な言葉や噂を、メールや掲示板等に書き込まない。

〔 誹謗中傷の書き込みについては、犯罪になることもあります。
また、匿名の場合でも、書き込んだ者が特定されることもあります。 〕

◇個人情報の流出を防ぐために

- ・掲示板やブログ・プロフなどに個人情報を書き込まない。
- ・個人情報を書き込む必要のある懸賞やアンケートなどに、安易に応募しない。
- ・よく知らない相手にメールアドレスや電話番号、住所などを教えない。

◇トラブルに巻き込まれないために

- ・危険なサイト（アダルトサイト、出会い系サイト等）は閲覧しない。
- ・チェーンメールや迷惑メールは、無視する。
- ・知らない人からのメールに返信しない。
- ・ネットで知り合った人に、絶対に会わない。

◇ルールを徹底させるために

- ・定期的に保護者が、通話履歴やアクセス履歴を確認することを約束する。
- ・毎月、親子で料金明細やパケット数を確認することを約束する。
- ・キー操作のロック機能などのパスワードは、保護者に伝える。

※困ったことやトラブルに巻き込まれた時は、必ず保護者に相談する。
（お困りのことがあれば、速やかに学校にご相談ください。）

各家庭で子どもさんと話し合い、

それぞれの状況に応じたルールを、納得の上で、作ることが大切です。

例えば、小学生では・・・

○保護者が決めた電話番号以外には、電話をかけない。

○家庭で携帯電話を使う時には、保護者の居るところに限る。 等

<参考> 岡山県における携帯電話の学校への持込みについて（指導指針）

- ・小・中学校の校内への児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則として禁止
- ・高等学校では、学校の実情等に応じて、校内への生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止もしくは、校内または授業中の携帯電話の使用を禁止

<注>

※1 携帯電話の危険性・問題点等に関する資料を、岡山県教育庁のホームページに掲載しています。

・「携帯電話の正しい利用について」(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=24404)

・保護者向けリーフレット「考えよう！子どもとケータイ」

(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=23517)

※2 携帯電話のインターネット機能は別契約であり、通話機能のみに設定できます。

※3 フィルタリング機能を設定すると一定の効果はありますが、すべての危険なサイトが遮断できるわけではなく、過信はできません。 本人や保護者が気をつけることが重要です。